

さいたま市・岩槻市任意合併協議会の解散について

さいたま市及び岩槻市（以下「両市」という。）は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づき、両市の合併に関する協議事項、新市建設計画の作成に関する事項及び両市の合併に関し必要な事項について協議するため、両市の議会において、平成16年6月16日付けでさいたま市・岩槻市合併協議会の設置について議決がなされたところである。

このことから、さいたま市・岩槻市任意合併協議会（以下「任意合併協議会」という。）を、平成16年6月24日付けで解散するものとする。

なお、任意合併協議会の解散に伴い、任意合併協議会に係る決算等の取扱いは、下記のとおりとする。

記

任意合併協議会の事業については、解散の日をもって打ち切り、収支については、さいたま市・岩槻市任意合併協議会規約第14条の規定に基づき、会長であった者がこれを決算し、監事であった者の監査に付した後、その写しを委員であった者に通知するものとする。

歳入歳出決算の結果、差引残額が生じた場合は、均等に両市に返還するものとする。

平成16年6月22日

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 田 隅 三 生